

第8

不法行為関係

Q144

今回の地震により、自宅又はブロック塀等の構築物が倒壊して、隣地に損害を与えた場合、損害賠償をしなければならないのでしょうか。

A

(1) この問題は、民法717条1項による、土地の工作物の設置又は保存の瑕疵による損害賠償責任があるかどうかの問題です。

この土地工作物等の占有者及び所有者の責任は、通常不法行為責任とは異なり、土地工作物の所有者にとっては無過失責任とされています。

すなわち、一般の不法行為責任の場合は、行為者に過失、すなわち、注意義務違反があって、その結果、他人に損害を与えたときに賠償責任を問われるのですが、土地工作物責任の場合は、土地工作物の所有者に過失がなくても賠償責任を問われます。

したがって、「土地の工作物の設置又は保存に瑕疵」があるとは、通常人の判断では到底気がつかないため、瑕疵がないと信じ、その結果、適当な防止行為をしなかったため、現実には存在した瑕疵に

基づき他人に損害を与えた場合にも、土地工作物の所有者は賠償責任を負うこととなります。

土地工作物の所有者にとって一見非常に酷な規定に思われますが、この責任は、危険を及ぼす物を所有していることに伴う責任、あるいは、土地工作物によって利益を得ているからという点にその根拠があります。

(2) 次に、土地工作物の所有者は、自己所有の土地工作物から生ずるいかなる損害について責任を負うのかが問題となります。

しかし、土地工作物責任における「瑕疵」とは、「その物がその種類において本来備えているべき（特に安全性に関して）性状や設備を欠いていること」と定義されていますから（幾代 通・不法行為158頁）、要求される安全性は通常のもので足りません。

したがって、市民が日常生活上所有している土地工作物と企業が所有している工場設備とは、「通常要求される安全性」の水準が異なることもありえます。

(3) 土地工作物責任のうち、「道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があった」場合には、国家賠償法によって国又は公共団体が賠償責任を負います。国や府県・市町村に対して、自然災害に起因する被害について各種規制権限の不行使を理由として、国家賠償法による賠償責任を追及する事例も少なくありません（村重慶一・天災が加わった事故と国家賠償請求訴訟・新実務民訴講座6）。

しかし、宮城県沖地震での判例（仙台地裁平成4年4月8日判決・判時1446号98頁）では、行政庁に災害発生の危険ないし予見可能性を否定する判断を示し、災害防止懈怠の責任は認めませんでした。結局、具体的な事案ごとに検討すべき問題といえます。

これらの責任は、そもそも不測の災害に備えて国民の安全を守るという観点から「通常要求される安全性」が問題にされるので、要求水準は高度になります。

- (4) 一般的に、「震度6以上の地震によってブロック塀が倒壊しても、通常備えるべき安全性を欠如していたとはいえない、不可抗力に基づくもの」として、損害賠償の責任はないとする考え方が支配的です。

宮城県沖地震の際、ブロック塀が倒壊して通行人が死亡した事故に関して争われた事案がありました（仙台地裁昭和56年5月8日判決・判タ446号48頁，判時1007号30頁）。

この判決は、「ブロック塀が、築造された当時、通常発生することが予測可能な震度5の地震動に耐え得る安全性を有していたかを客観的に判断し、右の点につき、安全性が欠如し、安全性維持に十分な管理を尽くさなかった場合には、本件ブロック塀の設置又は保存に瑕疵があるというべきところ、本件では、未だ右瑕疵があったとは認められない」としたものです。

この判決の考え方は次に掲げるとおりです。

- ① ブロック塀の設置・保存の瑕疵とは、「ブロック塀が安全性を欠いていること」をいう。
- ② その安全性は、「当該工作物の通常備えるべきいわゆる相対的な安全性」であり、「ブロック塀が通常発生することが予想される地震動に耐えうる安全性」をいう。
- ③ ブロック塀に瑕疵があったか否かは、「地震そのものの規模に加えて当該建築物の建てられている地盤・地質の状況及び当該建築物の構造、施工方法、管理状況等」を総合して「ブロック

塀がその製造された当時通常発生することが予想された地震動に耐え得る安全性を有していたか否か」を客観的に判断すべき。

- ④ 上記安全性が欠如し、あるいは安全性の維持について十分な管理を尽くさなかった場合は、設置・保存に瑕疵がある。

(注) 建築基準法施行令62条の8（昭和45年12月，同55年7月一部改正）は、震度5までは一応壊れないブロック塀の基準を定めています。この基準に違反していた場合は、設置に瑕疵があることになり、基準に違反していない場合は設置に瑕疵はないことになります。

- (5) 今回の阪神・淡路大震災は、東灘区から芦屋市・西宮市にかけての地域は震度6でしたが、一部では震度7の地域があったと伝えられています。したがって、これらの地域に関する崩落事故の責任を追及することは困難でしょう。

しかし、その他の地域は、通常予想できる地震動と考えられている震度5以下でしたから、これらの地域の崩落事故では、個々の具体的事情を検討する必要があります。

- (6) 地震発生より以前に、ブロック塀などが一部損壊しているなどの事情により倒壊の危険が予測できていた場合は、保存に瑕疵があります。

また、今回の地震の結果、塀などが倒壊する危険が現実化している場合には（二次災害の発生のおそれ）、そのまま放置して事故が発生すれば、その原因となった瑕疵工作物の所有者として賠償責任を問われることとなりますので、十分注意して下さい。

- (7) 土地の擁壁・石垣などについては、宅地造成規制法により指定された宅地造成規制区域、砂防法による指定区域においては、同法の定める強度を満たす擁壁・石垣等を設置していなければ、設置に瑕

疵があります。

また、宅地造成規制区域以外でも、通常の地震程度に耐えられる強度を確保しなければ、設置に瑕疵があることになるでしょう。

建築基準法には構築物の強度に関する各種の規制・基準が定められていますので、その基準をクリアしているか否かが問題になります。

Q145

私の家の灯油タンクが地震で破損した結果引火して、自宅のみならず、お隣り3軒を焼失させてしまいました。責任はあるのでしょうか。

A 工作物の設置・保存に瑕疵があるために火を発した場合の、民法717条の責任と失火責任法との関係の問題です。

この問題は、学説も裁判例も分かれていますので、軽々には結論を出せません。一応、瑕疵ある工作物から直接生じた火災については民法717条の工作物責任が適用され、そこから先に延焼した被害については、工作物の設置・保存の瑕疵が所有者の重過失による場合は失火責任法を適用することになります(焼失場所による振り分け適用説です。幾代・不法行為175頁以下)。

したがって、隣家に関しては責任を問われる余地がないではありません。

Q146

倒壊の危険が明らかな隣家の建物を承諾なしに取り壊した場合に、損害賠償の責任を負うのでしょうか。

A 倒壊寸前又は倒壊の危険がある建物を取り壊すことは、二次災害の防止上必要ですし、今回の震災で最も相談の多かった事案の一つです。

(1) 公的機関が危険な建物などを撤去する場合として、災害対策基本法64条があります。同条は、応急措置として、「市町村長の権限で応急措置的に他人の工作物を取去できる」と定めており、市町村は二次災害を防止する見地から危険な建物などを取り壊すことができると考えられています。

なお、この場合の取壊費用は、国・自治体が当然負担することになります。

(2) 民法720条の正当防衛・緊急避難行為

隣地の擁壁が崩落して、自分の建物が崩壊するおそれがある場合のように、土地の工作物責任の不法行為責任が隣地所有者に生じる場合には正当防衛行為として、また、建物や塀・擁壁自体による急迫の危難を避けるための緊急避難行為として、隣家の塀、場合によっては建物を取り壊しても、違法性がないとして不法行為責任が発生しない場合があります。

当然のことですが、その場合、その物を毀損する以外に防衛手段がなかったことが必要です。また、防衛する法益と緊急行為により侵害される法益との均衡が問題になります。隣人とよく相談するこ

とが必要です。

- (3) 私法上、隣家に予防措置を取るよう求めることができる妨害予防請求権を行使することもできますが(自力救済)、本来は裁判所の仮処分決定を得るべきです。しかし、緊急時には役立つ場合も多いでしょう。

Q147

不法行為による賠償責任が生じる基本的要件について説明して下さい。

A

(1) 通常、損害賠償責任の有無を判断するには、結果に対する予見可能性(予見義務)と結果回避可能性(回避義務)があったかどうか、行為と結果との間に相当因果関係があるか否かが問題となります。しかし、地震の場合には、通常の場合と異なり、過失を認定することはきわめて難しいでしょう。

たとえば、自動車を運転している最中に地震が発生し、その結果、交通事故を起こした場合、地面の揺れ・道路の地割れ、建物その他の構築物の倒壊・落下物などにより、ハンドルを取られたり、急停車ができなかった結果であれば、人身事故・物損事故が起きたとしても、過失と因果関係が否定されることになるでしょう。

- (2) 建物の内外の物品(たとえば看板)が落下したり、倒れたりして損害が発生した場合には、通常の地震を予想して管理・保管していなければ、過失が認められて管理責任が問われることがあります。
- (3) 地震が原因で電気製品・ガス製品・暖房器具その他の製品により

損害を受けた場合、それが通常の地震による被害発生を予見して対策を講じていなければ、「欠陥」となり「過失」が推定されることとなります。

Q148

地震により分譲マンションに大きな亀裂が入り、修復することができない状態となりました。隣のマンションは同じところに建築されたのに大きな損傷はありません。欠陥マンションとして分譲業者や建築業者に損害賠償が請求できるでしょうか。

A

(1) このマンションが建築された当時の建築基準法の耐震構造基準を遵守していないことが明らかになった場合には、瑕疵ある物件の販売として民法570条に基づき売主である分譲業者に対して損害賠償を求めることも可能です。違法建築をした建築業者に対して不法行為責任を追及することも可能です。もっとも、基準に適合していても防止できなかった被害であれば、因果関係の存否について問題が生じるでしょう。

そのマンションが建築された当時の建築基準法その他の法令に準拠して適法に建築されている場合には、瑕疵担保責任や不法行為責任を追及することは法律上困難です。

- (2) 分譲マンションの販売ではありませんが、宮城県沖地震の際、造成宅地の分譲に関して、宅地の亀裂・陥没などにより発生した建物の倒壊について、同様の訴訟が提起されたことがあります(Q144の(3)参照)。

Q149

行政庁の対応遅れに対する責任を追及することは可能でしょうか。

A

(1) 今回の大地震による被害は、広範でかつきわめて深刻な結果をもたらしましたが、被災者に対する救援・救出活動、各種復旧作業などに対して、「行政の対応が生ぬるい。自衛隊を早期に出動させれば、人的被害はもとより、大規模火災も防げたのではないか」との批判があることが伝えられています。

今回のような誰も予想しえなかった大震災の場合、すべての現場が混乱し、被害状況の把握すら困難な状況のもとでは、対応が遅れた事実が存在したとしても、当然に、国・府県・地方公共団体などの行政官庁に対する法的責任を追及することができるか、と問われても、現在では「個々具体的なケースごとに検討する必要がある」としか答えるほかありません。

(2) 将来の問題としては、次に掲げるような問題がありうると思えます。

- ① 人命救助の活動が遅れたことを理由として、死亡した遺族からの損害賠償請求（建物の崩壊による建物の下敷き・生埋め、崖崩れによる生埋めなどの場合）
- ② 消火施設（貯水槽の不足・内部の水不足）や消火活動の遅れ、消火体制の不備などによる火災、とくに今回の長田地区などの延焼による被害を防止できなかったことによる建物・家財の焼失に伴う損害賠償請求（二次的災害の発生の防止・回避義務違反などによる損

害賠償)

- ③ 停電地域に通電したところ、漏れていた都市ガスに引火したり、電源が入ったままの電機器具がショートしたりした結果生じた第二次火災による物的損害賠償請求
- ④ 高速道路の橋桁崩落・横転などに伴う通行中の自動車の転落や落下した橋桁に下の車両が押し潰されたり、運転者が死亡したことに関し、土地工作物・営造物に基づく公団などに対する損害賠償請求

しかし、これらの問題については、今後、具体的な状況を把握した結果により判断せざるをえず、一概に法律的な責任を追及する可能性があるとはいえません。